



「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」(案)

頂いたご質問と回答

【ご質問】：指針全体

「利用目的に含めておく」という要件を満たすためには具体的にどのような行為や手続きなどを想定しているのか。

【回答】

利用目的の特定の方法として、事務対応ガイド（行政機関等向け）には、「利用目的について内部的に整理したものを文書化しておく」といった対応等が考えられる旨記載がされております。個人情報の利用目的は、開示請求の際に開示請求者に対して通知する必要があり、当該個人情報が含まれる個人情報ファイルの利用目的として個人情報ファイル簿にも記載する必要があるものとなります。なお、これは考えられる対応の一例ですので、取り扱う個人情報の内容や利用する業務の実態等に応じて、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき利用目的の特定を適切に行っていただくようお願いいたします。

個人情報保護法第61条第1項に規定する「その利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関等の恣意的判断に委ねるものではなく、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものである必要があります。このような利用目的の特定の考え方を踏まえて、災害対応機関への提供が利用目的の範囲内であるといえるように、適切に利用目的を特定することが求められます。なお、利用目的の特定に関しては、条例を含む法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な限度で行う必要があることにご留意ください。



【ご質問】：事例 9

本指針における「安否不明者」の定義は何か。

【回答】

「安否不明者」とは、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）となる疑いのある者をいいます。



【ご質問】：事例 9

- 救助活動の効率化・円滑化に資するための必要性が認められる場合について、指針で示されているもの以外の事例を教えてください。
- また発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合とあるが、発災後長時間の具体的な目安を教えてください。

【回答】

- 氏名等を公表する必要性については、災害状況（災害の種類・規模、要救助者の生命・身体に対する重大な危険の切迫性 等）を踏まえて、個々の事例ごとに判断する必要があります。
- また、「発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合」については、災害状況や救助活動の進展も踏まえて、判断していただく必要があります。

【ご質問】：事例12～14

災害対策基本法第49条の11第3項に「市町村長は、災害が発生し、又は、発生する場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」とありますが、この場合とは、避難情報の警戒レベルのうち、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保のどれになるか教示願いたい。

【回答】

- お尋ねの警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、そして、警戒レベル5 緊急安全確保が発令されている場合には、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であると考えられます。
- なお、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づく名簿情報の提供が、警戒レベル3～5の各避難情報の発令を要件として行われるものではありません。避難情報の発令は、観測した雨量等に基づき自然現象の状況を踏まえて行われるため、実際の自然現象の状況と発令のタイミングは必ずしも一致しないことから、避難情報の発令にかかわらず、同項の規定に基づき名簿情報を提供する場合（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき）が考えられます。



【ご質問】：その他（災害対策基本法第八十六条の十五（安否情報の提供等）について）
災害対策基本法施行規則第8条の3第3項第3号の規定により、照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合に、照会に係る被災者について保有している安否情報の有無について情報提供できるとされているが、被災者の知人等であることの具体的な確認方法を教えていただきたい。

【回答】

知人等であることの確認については、照会者が、災害対策基本法施行規則第八条の三第一項に基づく申請を行う際に、都道府県知事又は市町村長に対し、対象となる被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別を特定して明らかにできている場合には、当該事実をもって認める等の運用を行うことで差し支えございません。

本日の説明会について、今後の指針の周知に当たっての参考とさせていただくため、アンケートのご協力をお願いします。

アンケートフォームURL : <https://forms.office.com/r/n5cBzhxFDQ>

(参考) ご質問について

ご質問については、資料「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」(案) 説明資料 のP.32の問い合わせ先にご連絡をお願いします。

また、本年3月30日までは下記質問フォームにおいても受け付けております。

質問フォームURL : <https://forms.office.com/r/k8B7mvuG1v>

質問フォーム
QRコード

